



島根県報

平成29年5月30日（火）

第2,907号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県営土地改良事業計画の変更（3件）	（農 村 整 備 課）	2
島根県土地利用基本計画の一部変更	（用 地 対 策 課）	2

【公 告】

平成29年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	（高 齢 者 福 祉 課）	3
-----------------------------	---------------	---

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	4
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	5
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	8
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体	8
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体	8
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体	8

【漁調委指示】

延縄漁業の操業の制限	9
------------	---

【正 誤】

平成29年3月31日付け島根県報号外第34号中	（建 築 住 宅 課）	10
-------------------------	-------------	----

告 示**島根県告示第314号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 5 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
高津川（津和野）地区用排水施設事業（県営 中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 5 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
高津川（津和野）地区区画整理事業（県営中 山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 5 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
高津川（津和野）地区暗渠排水事業（県営中 山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第317号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県土木部用地対策課並びに益田市役所及び大田市役所に備え付け一般の縦覧に供する。

平成29年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

益田市及び大田市の一部

公 告

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定により、平成29年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成29年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

- (1) 試験日 平成29年10月8日（日）
- (2) 試験開始時刻 午前10時

2 試験会場

試験地	試験会場（所在地）
松江市	くにびきメッセ（松江市学園南一丁目2番1号）
浜田市	県立浜田高等学校（浜田市黒川町3749番地）

3 受験資格

受験日において介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の2又は介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第2条の規定による業務従事期間要件を満たす者であること。

4 試験の内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

- (1) 介護保険制度に関する基礎的知識
- (2) 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術
- (3) 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術
- (4) 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

5 受験申込みに必要な書類等

- (1) 平成29年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
- (2) 平成29年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票
- (3) 実務経験（見込）証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成29年10月13日（金）までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

(4) 受験資格に応じて提出する書類

- ア 国家資格等の免許等の写し
- イ 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類（大学の成績証明書等）
- ウ 介護職員初任者研修課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類（研修の修了証書の写し等）
- エ その他受験資格を確認するために必要な書類

6 受験手数料

7,070円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄に貼り付けること（収入証紙には消印をしないこと。）。

7 受験申込受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 平成29年6月7日（水）から同年7月5日（水）まで

イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留にて郵送すること（7月5日までの消印のあるもの限り受け付ける。）。

(2) 受験申込書の送付先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

8 受験票の交付

受験票は、郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、島根県健康福祉部高齢者福祉課、松江保健所、雲南保健所、出雲保健所、県央保健所、浜田保健所、益田保健所、隠岐保健所、各市役所及び各町村役場で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、島根県健康福祉部高齢者福祉課宛てに250円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦33センチメートル×横24センチメートルで郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を同封し請求すること。

10 合格者の発表

受験者全員に郵送により可否を通知する。また、島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

11 その他

(1) 交通手段

松江、浜田会場とも試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

(2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

(3) 問合せ先

この試験についての問合せは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話0852-22-6522）にすること。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成29年5月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岩崎つとむ後援会	安松 正	岩崎 昇	安来市島田町1775	平成29年4月19日

山陰政導塾	岩井 哲博	有藤 七郎	大田市大田町大田イ157-2	平成29年3月9日
柘植賢志後援会	柘植 賢志	柘植 賢志	邑智郡邑南町原井11	平成29年3月29日
島魂クラブ	藤村 一男	田中 恵子	隠岐郡隠岐の島町港町天神原80-22	平成29年2月13日
野津なおつぐ後援会	野津 直嗣	野津 香織	松江市大井町427-1	平成29年3月9日
はたね正一後援会	旗根 正一	尾崎 真	邑智郡美郷町都賀西141	平成29年2月23日
原克美と美郷町の未来を語る会	原 克美	松岡 伸明	邑智郡美郷町浜原86-2	平成29年4月3日
飯橋由久後援会	飯橋 由久	高橋 直己	安来市安来町854-1	平成29年5月8日
細木明美後援会	安達 一郎	山本 明夫	松江市鹿島町佐陀本郷624-3	平成29年3月21日
よしだひろよし後援会	吉田 博義	吉田 博義	出雲市島村町422	平成29年3月29日
私たちでつくる松江の会	山崎 泰子	伊東 忠夫	松江市灘町116	平成29年3月30日
渡部てつや後援会	高木 正夫	渡部 邦枝	安来市安来町1517	平成29年4月7日

島根県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成29年5月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
社会民主党島根県連合	福原 宗男	会計責任者の氏名	今岡 健	阪本 清	平成29年5月8日
自由民主党金城町支部	原田 義則	主たる事務所の所在地	浜田市金城町七条ハ339岡本昭二事務所内	浜田市金城町下来原185-2	平成28年11月20日
		会計責任者の氏名	三浦 兼浩	平石 誠	平成28年11月20日
自由民主党島根県支部連合会	竹下 亘	会計責任者の氏名	福田 正明	森山 健一	平成29年3月15日
自由民主党島根県文教振興支部	玉木 健三	会計責任者の氏名	新宮 源悦	三島 眞治	平成28年10月30日
自由民主党西ノ島町支部	今咲 克己	主たる事務所の所在地	隠岐郡西ノ島町浦郷66	隠岐郡西ノ島町美田2143-6	平成29年3月1日
		代表者の氏名	今咲 克己	仲吉 正	平成29年3月1日
日本共産党島根県中部地区委員会	石飛 育久	代表者の氏名	石飛 育久	後藤 由美	平成29年2月19日
日本共産党島根	岩田 剛	代表者の氏名	岩田 剛	石飛 育久	平成29年3月1日

県東部地区委員会		会計責任者の氏名	岩田 剛	石飛 育久	平成29年3月1日
民進党島根県総支部連合会	角 智子	代表者の氏名	角 智子	和田 章一郎	平成29年4月20日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
芦原やすえ後援会	小池 彰子	主たる事務所の所在地	松江市寺町214-7	松江市西津田7-7-5	平成29年2月12日
安部せいや後援会	安部 誠也	会計責任者の氏名	楢 和寛	井上 智久	平成29年1月1日
大國史英と出雲を耕す会	井口 隆史	代表者の氏名	井口 隆史	大國 史英	平成29年3月1日
輝くしまね	田中 明美	主たる事務所の所在地	安来市安来町1132-11	安来市飯梨町157-1	平成28年6月1日
川光秀昭と出雲市政をかたろう会	山田 義貴	主たる事務所の所在地	出雲市大社町修理免725-2	出雲市大社町修理免683-6	平成29年2月10日
		主たる事務所の所在地	出雲市大社町修理免683-6	出雲市大社町修理免725-2	平成29年4月22日
木村幸司後援会	森 守	代表者の氏名	森 守	田中 久好	平成29年1月6日
幸福実現党島根県本部	斎藤 敏行	会計責任者の氏名	千北 智子	古田 穂奈実	平成29年3月13日
幸福実現党松江後援会	小滝 紳	会計責任者の氏名	千北 智子	古田 穂奈実	平成29年3月13日
澤田秀夫後援会	小松原 直樹	会計責任者の氏名	松田 英樹	原瀬 清正	平成29年3月22日
島根県社会福祉政治連盟	江口 博晴	主たる事務所の所在地	松江市春日町471-17	松江市黒田町458-8	平成29年4月1日
		会計責任者の氏名	城代 高志	島地 徳郎	平成29年4月1日
島根県司法書士政治連盟	吉村 信	会計責任者の氏名	藤井 敬久	門永 侯二	平成29年3月9日
島根県獣医師政治連盟	安食 政幸	会計責任者の氏名	増田 省一	吉川 寛樹	平成28年5月27日
島根県清酒産業振興会	板倉 啓治	代表者の氏名	板倉 啓治	米田 則雄	平成28年11月28日
		会計責任者の氏名	桑原 隆	中村 俊	平成28年4月1日
島根県土地改良推進連盟	浅野 俊雄	名称	島根県土地改良推進連盟	島根県土地改良政治連盟	平成29年2月6日
島根県ビルメンテナンス政治連盟	土江 孝夫	会計責任者の氏名	山延 祐也	河原 守孝	平成29年2月8日

進藤かねひこ島根 後援会	浅野 俊雄	国会議員関係 政治団体の区 分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第19条の7第1項第 2号に係る国会議員関 係政治団体	平成29年5月9日
角ともこ後援会 (とまちゃんクラ ブ)	田村 節美	代表者の氏名	田村 節美	石倉 幹	平成29年3月10日
全国小売酒販政治 連盟島根県支部	桑野 千郷	代表者の氏名	桑野 千郷	藤村 一男	平成28年5月28日
滝田ひとし後援会	草村 勇	主たる事務所 の所在地	邑智郡邑南町日貫 3168	邑智郡邑南町日貫2622	平成29年2月16日
		代表者の氏名	草村 勇	平田 義己	平成29年2月16日
田中直文後援会	筑後 芳樹	会計責任者の 氏名	田中 美知子	中島 計二	平成29年2月16日
田淵秀喜後援会	小松原 直樹	会計責任者の 氏名	松田 英樹	原瀬 清正	平成29年3月22日
なかよし会	仲吉 正	代表者の氏名	仲吉 正	吉田 貢	平成29年3月7日
		会計責任者の 氏名	仲吉 正	州浜 昭夫	平成29年3月7日
新井まさただ後援 会	水元 俊樹	主たる事務所 の所在地	松江市学園一丁目9- 3	松江市母衣町115	平成29年2月14日
		主たる事務所 の所在地	松江市母衣町115	松江市学園一丁目9- 3	平成29年4月18日
葉田茂美後援会	三徳 伸吉	主たる事務所 の所在地	安来市大塚町1206	安来市安来町624-1	平成29年3月10日
		会計責任者の 氏名	葉田 真知子	岩崎 浩志	平成29年3月10日
福慎会	栗本 正美	主たる事務所 の所在地	益田市幸町1-25	益田市あけぼの西町9 -14	平成28年9月1日
福原慎太郎後援会	福原 慎太郎	主たる事務所 の所在地	益田市幸町1-25	益田市あけぼの西町9 -14	平成28年9月1日
ホシザキ労働組合 島根支部政治活動 委員会	野津 慎次	名称	ホシザキ労働組合島根 支部政治活動委員会	ホシザキ電機労働組合 島根支部政治活動委員 会	平成28年10月1日
三宅実後援会	尾崎 順和	会計責任者の 氏名	三宅 幸恵	有田 恭二	平成29年3月24日
宮田ひろし後援会	宮田 博	会計責任者の 氏名	宮田 俊紀	高本 一博	平成29年2月17日
村上さだあき後援 会	能美 育朗	会計責任者の 氏名	村上 牧子	手島 秀知	平成27年5月9日

島根県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 5 月 30 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
今岡かつみ後援会	林 富規	平成28年12月31日
小野昌士後援会	濱田 利長	平成28年12月31日
島根県宇部隆史を支える会	金津 任紀	平成29年 3 月21日
松陰よしお後援会	朝倉 弘太郎	平成28年12月31日
珍部全吾後援会	珍部 全吾	平成28年12月31日
とうむら俊介後援会	塔村 俊介	平成29年 3 月24日
野津なおつぐ後援会	野津 直嗣	平成26年12月 1 日
藤間恵一後援会	佐々木 賢一	平成28年12月31日
吉田政司後援会	福田 晃	平成28年12月31日
米山ひろし後援会	米山 広志	平成28年12月31日

島根県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 5 月 30 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
籾根 正一	美郷町議会議員	はたね正一後援会	邑智郡美郷町都賀西 141	籾根 正一	平成29年 2 月16日

島根県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 5 月 30 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の 氏名	資金管理団体の 名称	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
田中 明美	輝くしまね	主たる事務 所の所在地	安来市安来町1132-11	安来市飯梨町157-1	平成28年 6 月 1 日

島根県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 5 月 30 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
珍部 全吾	珍部全吾後援会	平成28年12月31日
米山 広志	米山ひろし後援会	平成28年12月31日

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根県連合海区漁業調整委員会指示第29-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、島根県沖合海面における延縄漁業（ふぐ浮き延縄漁業、無動力漁船又は総トン数5トン未満の動力漁船を使用しての延縄漁業を除く。）について、次のとおり指示する。

平成29年 5 月 30 日

島根県連合海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 操業の承認

島根県沖合海面において総トン数5トン以上の動力漁船を使用して延縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により島根県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 前年度島根県沖合海面において当該漁業の操業の実績を有する者が使用するもの
- (2) 委員会が特に認めたもの

3 制限又は条件

この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。

(1) 操業禁止海域

漁 船 規 模	操 業 禁 止 海 域
総トン数5トン以上10トン未満	島根県登録漁船にあっては、共同漁業権が設定されている海面。ただし、当該漁業権者の同意を得た場合にあっては、この限りではない。 島根県登録漁船以外にあっては、最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域。なお、共同漁業権が設定されている海面がこれを越える場合は、共同漁業権が設定されている海面とする。
総トン数10トン以上	最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。ただし、島根県隠岐郡の地先海面にあっては、最大高潮時海岸線から2海里以内の海域とする。

(2) 漁具漁法の制限

島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内の海域では、1月1日から7月31日まで及び12月1日から同月31日までの間は、油付餌料を使用してはならない。

(3) 承認証の備付け等

この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに、島根県登録漁船以外にあっては取扱要領に定める標旗等を表示しなければならない。

4 漁獲実績報告書の提出

この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲実績報告書を、承認を受けた年の翌年6月30日までに委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までとする。

正 誤

平成29年3月31日付け島根県報号外第34号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
24	上から5	新利用者	同居者を新利用者
	上から13	新使用者	同居者を新使用者
	上から19	申込者	申請者